をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。）

［二～五　略］

［略］

ボロニアソーセージ

次に掲げるものをいう。

一　この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）

二　「Mortadella Bologna」（モルタデッラボローニャ（その他これの翻訳又はこれを意味するものを含む。）と表示されたもの

［略］

リオナソーセージ

この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。

［略］

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］	［略］	［略］
マカロニ類	［略］	［略］
無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）	常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日	［常温保存可能品］の文字を表示する。
凍り豆腐	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。）

［二～五　同上］

［同上］

ボロニアソーセージ

この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）をいう。

［同上］

リオナソーセージ

この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないものをいう。

［同上］

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］	［同上］	［同上］
マカロニ類	［同上］	［項を加える。］
［同上］	［同上］	［同上］
凍り豆腐	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］